

EROPA憲章施行規則

2006年11月改正

第1章 会員

第1条 地域内のいかなる国も、行政に関するアジア太平洋地域機構（EROPA）の事務総長宛の申請書を提出することによって、国家会員として EROPA に加入することができる。事務総長は、この申請書を執行理事会の措置を求めるため、次の会議に提出しなければならない。理事会は、総投票の3分の2以上の賛成により、当該申請を次期総会で承認するよう勧告するものとする。また、国家会員は、EROPA との連絡拠点となる機関を指名することができる。

第2条 執行理事会は、国名及び領域を明示することにより、EROPA 地域を定めることができる。また、必要に応じて、同様の方法により EROPA 地域を再定義することができる。この EROPA 地域の決定は、総会の承認により効力を発揮する。

第3条 EROPA 地域内の国家又は領域にある団体、協会又はグループで、その目的及び活動が EROPA の目的に合致するものは、団体会員として加入する資格を有する。

第4条 EROPA 地域内の国家又は領域において社会的名声を有する個人で、その職業及び活動が EROPA の利益の増進に寄与するものは、個人会員として加入する資格を有する。

第5条 EROPA 地域外の国家又は EROPA 地域外の国家若しくは領域の団体及び個人で、（憲章）第8条、第9条及び第10条に規定する国家会員、団体会員又は個人会員の加入資格を有するものは、それぞれ準国家会員、準団体会員又は準個人会員として EROPA に加入する資格を有する。

第6条 団体又は個人は、事務総長宛の申請書を提出することによって、団体会員又は個人会員として加入を申請することができる。団体会員の加入申請書には、申請者の簡単な紹介又は履歴を添付しなければならない。事務総長は、団体会員及び個人会員のすべての加入申請書を、関係書類とともに、次の執行理事会に提出しなければならない。この条の規定は、準団体会員及び準個人会員について準用する。

第7条 「団体」とは、行政の向上の研究を主要目的とする国家組織、研究所、学校、協会又は学会に適用される。また、これは、公企業又は法で定められた機関とともに、地方政府及び地方機関にも適用される。

第8条 団体会員の部門は、次のように分類される。

- a 通常団体会員 I 援助機関からの収入又は補助金若しくは寄附金による収入以外の収入源を有しない地域内の団体
- b 通常団体会員 II 予算の全部又は一部が直接の徴税、料金の徴収又はサービスや製品の売り上げである地域内の政府関係団体

- c 準団体会員Ⅰ 援助機関からの収入又は補助金若しくは寄附金による収入以外の収入源を有しない地域外の団体
- d 準団体会員Ⅱ 予算の全部又は一部が直接の徴税、料金の徴収又はサービスや製品の売り上げである地域外の政府関係団体
- e 準団体会員Ⅲ 準団体会員となることを承認された地域外の国家
- f 名誉準団体会員Ⅰ 民間及び経済部門に属している組織
- g 名誉準団体会員Ⅱ 民間及び経済部門に属している地域外の組織

第9条 名誉会員の指名は、執行理事会の構成員又は事務総長により行われる。名誉会員は、投票権を有さない。

第2章 総会

第1条 総会は、執行理事会の議長の招集により国家会員、団体会員及び個人会員が集会して構成される。総会は、通常2年に1回、執行理事会が決定する適当な場所において執行理事会が定める日に開催される。また、総会は、臨時総会又は国家会員の半数以上の特別の要請があった場合にも開催されるものとする。

第2条 総会は、総会会期中の議長及び副議長を選挙する。

第3条 総会は、執行理事会によって実施されるべき政策を決定し、また執行理事会に対し財政上の指示を行う。

第4条 EROPAの会計は、総会によって指名される監査役によって毎年監査される。

第3章 執行理事会

第1条 執行理事会は次の者をもって構成する。

- a すべての国家会員
- b すべての国家会員の数の3分の1に相当する数（小数点四捨五入）の団体会員代表
- c 個人会員代表
- d 執行理事会の前議長

団体会員及び個人会員の代表は、その各々の会員の間で、総会開会中に無記名投票により出席会員の絶対多数で選出されるものとする。絶対多数が得られない場合は、再投票し、単純多数で選出するものとする。同数の場合は、総会の議長が決定の票を投ずるものとする。

第2条 執行理事会は、EROPAの全活動を指揮する。具体的に、執行理事会は次の権限を有する。

- a EROPAの活動の方向性の決定
- b EROPAの各種事業に関する運営手続の決定

c 総会の承認を条件とした EROPA の予算の調整及び財政の管理

d 議会の議題、期日及び場所の決定

e EROPA の利益のために適切と考えられる措置の実施

第 3 条 執行理事会は、その構成員の中から選挙によって、議長、第 1 副議長、第 2 副議長及び第 3 副議長を選出するものとする。議長及び副議長の任期は 2 年とし、議長は再選なし、副議長は 1 期 2 年のみ再選可能とする。

第 4 条 すべての国家会員は、EROPA 執行理事会に出席する国家会員代表を正式に指名しなければならない。指名の信任状は、直接事務総長に送付しなければならない。これに応じ、事務総長は、この信任状について執行理事会に報告しなければならない。

第 5 条 理事会の議長及び 3 人の副議長がそれぞれの政府から信任された EROPA 代表でなくなるときは、個人会員の地位に引き続きとどまるものとする。この場合において、各国政府は、速やかに代表を指名しなければならない。

第 6 条 すべての団体会員は、執行理事会への代表者となる団体会員の選挙に参加する、総会への正式代表者を指名しなければならない。関係団体会員は、国家会員代表の指名と同様、事務総長宛の信任状によって、執行理事会への団体会員代表者を正式に指名するものとする。また、国家会員に係る資格、資格の喪失及び交代に関する規定は、団体会員について準用する。

第 7 条 執行理事会において、同国参加者は 3 人を超えてはならない。

第 8 条 執行理事会の議長は、執行理事会及び総会の決定事項の執行について監督責任を有する。

第 9 条 3 人の副議長は、議長を補佐し、議長が職務を遂行できないときは、うち 1 人が、その職務を代行する。

第 10 条 執行理事会は、原則として、毎年 1 回、自ら決定する適当な期日及び場所において開催される。事務総長は、執行理事会に出席するが、投票権を有しない。

第 11 条 執行理事会の決定は、出席し、かつ投票する会員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとし、最低賛成 6 票を必要とする

第 4 章 事務総長

第 1 条 事務総長は、執行理事会により指名され、総会によって承認される。

第 2 条 事務総長は、執行理事会に対し、次の事項について責任を負う。

a 事務総局の活動の管理

b 執行理事会の決定及び指示の執行

c 次の専門センターに係る調整

1. 開発経営運営センター
2. 研修センター
3. 地方行政センター

- 4. 会議・集会部
- 5. その他設立される施設及び事業
- d 総会の会議の準備
- e 総会の会議の管理
- f EROPA に係る通信及び連絡
- g 毎会計年度末における EROPA 活動に関する詳細な報告書の提出
- h 翌年度の事業計画の提出

第 3 条 事務総長及び事務総局次長は、必ず事務総局が設置されている国に居住しなければならない。

第 4 条 事務総長は、EROPA 会計の権限を有する。この権限において、事務総長は、執行理事会に対し、次の事項について責任を負う。

- a 前会計年度の会計報告を執行理事会の年次会議に提出すること。
- b 隔年の総会の会議に先立ち、次の 2 年間の予算案を、承認を得るため執行理事会に提出すること。
- c 定例監査報告を提出すること。

第 5 条 事務総長は、事務総長補佐、書記その他事務局の職員を任命する。専門職員は、事務総長の推薦に基づいて執行理事会の議長が任命する。

第 6 条 事務総長は、次の年に開催される執行理事会及び総会の会議の場所を交渉するため、措置を講ずるものとする。

第 5 章 センター

第 1 条 良質な公共行政及びガバナンスの遂行を推進するために、総会は、執行理事会の勧告を受け、次の専門センターを設立した。

- a 開発経営運営センター
- b 研修センター
- c 地方行政センター

第 2 条 新たな施設及び事業は、執行理事会の勧告を受け、総会により設立されるものとする。

第 3 条 各センターは、その運営に関し高度な自主性を有し、各センターの所長は、それぞれのセンターを強化するために必要な措置を講ずることができる。

第 6 章 財源

第 1 章 EROPA の財源は、次のものをもって構成される。

- a 会員の会費及び国家からの補助金

- b EROPA の提供するサービスに対する対価
- c 出版物販売から得た収入
- d 寄附及び遺贈
- e EROPA 基金や寄付基金の投資収入
- f その他の収入

第 2 条 会員から徴収する会費の最低額は、総会が決定する。会費は、毎会計年度の初めに執行理事会が指定する通貨で払い込むものとする。EROPA の会計年度は、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

第 7 章 分担金

第 1 条 執行理事会の勧告に基づいて総会が別段の決定をしない限り、国家会員、団体会員及び個人会員の年間分担金の最低額は、次のとおりとする。

国家会員	3,300 米ドル／4,125 米ドル／4,950 米ドル
通常団体会員 I	165 米ドル
通常団体会員 II	275 米ドル
個人会員	21 米ドル
準団体会員 I	220 米ドル
準団体会員 II	1,100 米ドル
準団体会員 III	5,500 米ドル
名誉準団体会員 I	550 米ドル (入会金 1,100 米ドル)
準個人会員	21 米ドル

第 2 条 個人会員の年間分担金に係る第 1 条の規定にかかわらず、個人会員は、会費の支払に関する次の 3 つの選択肢の中から一つを選ぶことができる。

5 年間会員	105 米ドル
10 年間会員	210 米ドル
終身会員	420 米ドル

第 8 章 脱退

第 1 条 各会員は、すべての未払債務を精算した後、事務総長宛に文書で通告し、EROPA から脱退することができる。

第9章 憲章の改正

第1条 現行の憲章は執行理事会の提案又は国家会員の過半数の要求に基づき、総会において改正することができる。その他の会員は、改正案を執行理事会に提出することができる。改正は、国家会員の半数以上、及び、総会出席者の総投票数の3分の2以上の賛成によって採択されるものとする。

第10章 その他

第1条 当規則のいずれかの条項又は一部が効力を失った場合、失効したものはもともと存在していないものとし、残りすべての規則の効力に影響を与えないものとする。